

目的	<p>保護者の就労形態の多様化等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、特定地域型保育事業所等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図る。</p>
補助要件	<p>次の①から⑨までをすべて満たす施設であること。</p> <p>① 開所時間をパンフレット、ホームページなどにより、周知していること。</p> <p>② 保育認定を受けた児童で、保護者の就労等により通常の利用時間を超えてさらに保育が必要な児童のうち、延長保育実施事業所に対し利用を申し込み、かつ、延長保育利用料を負担して実際に延長保育を利用した保育の実施児童を対象児童とすること。ただし、大阪市保育費用徴収金額表に定める第1階層及び第2階層等の延長保育利用料免除対象児童については、延長保育利用料の負担の有無に関わらず、実際に延長保育を利用した保育の実施児童を対象児童とする。</p> <p>③ 対象児童に対し、必要に応じ、間食又は給食等を提供すること。</p> <p>④ 延長保育を行うにあたって必要な職員を配置していること。</p> <p>⑤ 延長保育実施事業所は、翌月10日（当日が休日の場合は、その翌日）までに、平均対象児童数等実績表（別紙1-4-①②③）、延長保育事業月報（別紙1-5）及び利用料減免加算対象者名簿（別紙1-6）により、毎月の利用状況を本市が指定する方法で市長あて報告しなければならない。</p> <p>⑥ 延長保育実施事業所は、毎月の利用状況について、標準時間認定における保育前延長・保育後延長、短時間認定における保育前延長・保育後延長の延長保育事業区分ごとに、児童退園（登園）時刻一覧表（別紙1-7）を作成すること。</p> <p>⑦ 延長保育実施事業所は、本市が指定する月（おおむね1回）分の児童退園（登園）時刻一覧表（別紙1-7）、及び当該様式を作成した根拠資料（各施設で保管している児童の登園・退園時刻記録簿等）を本市が指定する日までに本市が指定する方法で提出しなければならない。</p> <p>⑧ 延長保育実施事業所は、5月1日時点の利用実績等を記入する延長保育実施状況調査票（別紙1-8-①②③）の提出を本市が指定する日までに本市が指定する方法で行うこと。</p> <p>⑨ 延長保育の利用にかかる申込内容を記入する延長保育利用登録児童台帳（別紙1-9-①②）を作成し、当該年度末までに本市が指定する方法で提出しなければならない。</p> <p>補足①延長時間</p> <p>延長時間の設定に当たっては児童の心身に与える影響を考慮して、児童の福祉が著しく阻害されることのないよう配慮すること。</p> <p>また、延長保育実施事業所においては、原則としてあらかじめ定めた延長時間の間は事業所を開所しなければならない。ただし、施設が定めた延長時間までに全ての利用児童が退園した場合については、この限りでない。</p> <p>なお、補助要件が年度途中において、天災など一部の特殊な事情を除き、著しく欠ける場合は、補助金の停止、減額及び返還の対象となる。</p>

#### 補足②対象児童

延長保育実施事業所において延長保育を利用する児童のうち、事業所が定めた延長時間までの利用を必要としない児童についても、短時間認定の場合は31分以上、標準時間認定の場合は15分以上の延長保育を利用する場合には、本事業の対象児童とすること。

#### 補足③人員配置

延長保育を行うにあたって必要な職員は次のとおりとする。

なお、基準配置は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。必要に応じて適宜事業担当職員以外の協力を得て実施することは差し支えない。

また、4時間以上の延長保育を行う事業所においては、内1名を常勤職員とすること。

##### (1) 事業所内保育事業（定員20人以上）

保育士を、基準配置により配置すること。ただし、保育士の数は2名を下ることができないが、保育士1名で配置の要件を満たし、合わせて保育士を1名しか置くことができない場合には、もう1名は、保健師、看護師及び准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭並びに市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。

なお、開所時間内における短時間認定児の延長保育について、標準時間認定児を保育する職員の支援を受けられる場合には、保育士1人で処遇できる乳幼児数の範囲内において、保育士1人とすることができる。

##### (2) 小規模保育事業（A型）・事業所内保育事業（定員19人以下・A型）

保育士を、基準配置により配置すること。なお、保育士の数は2名を下ることができないが、保育士1名で配置の要件を満たし、合わせて保育士を1名しか置くことができない場合には、もう1名は、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。

##### (3) 小規模保育事業（B型）・事業所内保育事業（定員19人以下・B型）

保育士その他の保育従事者（市町村長が行う研修、又は市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を修了した者）を、基準配置により配置すること。ただし、そのうち保育士を1/2以上とすること。なお、保育士その他の保育従事者の数は2名を下ることができない。

##### (4) 小規模保育事業（C型）

大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める小規模保育事業C型の保育従事者の配置基準のとおり、家庭的保育者及び家庭的保育補助者を配置すること。

##### (5) 家庭的保育事業

家庭的保育者及び家庭的保育補助者を配置すること。

#### 補足④共同保育

延長保育を「大阪市特定教育・保育施設及び地域型保育事業所における共同保育実施要綱」に規定する共同保育により実施施設等において実施する場合は、次のとおりとする。

(1) 依頼施設等において通常保育を受ける子どもが実施施設等において延長保育を受ける場合の延長保育事業にかかる補助金については、当該補助金にかかる要綱に基づき、実施施設等が申請し、交付を受けるものとする。

(2) 依頼施設等において通常保育終了後に引き続き延長保育を行った場合において、依頼施設等の延長保育後引き続き実施施設等において行われる保育については、延長保育にかかる補

	<p>助金の補助事業たる延長保育には該当しないものとする。</p> <p>(3) 延長保育料の取扱いについては「延長保育を共同保育により実施する場合の取扱いについて」（令和2年4月1日制定）に定めたところによる。</p> <p>(4) (1)の規定にかかわらず、「延長保育を共同保育により実施する場合の取扱いについて」第5項の規定が適用される場合における保護者が負担する延長保育利用料の免除にかかる補助金については、当該補助金にかかる要綱に基づき、依頼施設等が申請し、交付を受けるものとする。</p>
補助対象	(開所時間を延長するために必要な担当保育士等の人件費（超過勤務手当を含む）、光熱水費、保育材料費、給食費等の費用）－（保護者負担額）
算定基準	別添1のとおり

要綱第5条第2項（交付規則第4条の市長が必要と認める添付書類）

- ・大阪市特定地域型保育事業所運営補助金（延長保育事業）実施計画書（別紙1－1）
- ・開所時間が明記されたパンフレット、ホームページを印刷したもの等
- ・延長保育の利用料（設定金額）のわかる資料

要綱第9条第2項（交付規則第6条第1項第1号の市長が認める軽微な変更）

月次利用報告書の提出により確認できる事業所の現況の変化。

平均対象児童数及び登録児童の状況や従事職員の状況等の変更を要するもののうち、別添1により算定された額の変更を要しない程度のもの。

要綱第9条第3項（交付規則第6条第3項の必要な条件）

年度途中で補助事業を開始する場合

- ・要綱第5条2項に同じ（交付規則第4条の市長が必要と認める添付書類）
- ・大阪市特定地域型保育事業所運営補助金（延長保育事業）変更承認内訳書（別紙1－2）

要綱第13条第2項（交付規則第14条のこれに相当する書類その他市長が必要と認める添付書類）

- ・管理費等計算書
- ・保護者徴収金一覧表
- ・保護者徴収金台帳の写し
- ・大阪市特定地域型保育事業所運営補助金（延長保育事業）実績報告内訳書（別紙1－3）
- ・平均対象児童数等実績表（別紙1－4－①②③）
- ・平均対象児童数等実績表（利用料減免加算額明細表）（別紙1－4－④）

(別紙一別添1)

延長保育事業の算定基準額（補助限度額）は以下のとおりとする。

- (1) 延長保育を実施する事業所（以下「実施事業所」という。）の延長時間は、次のとおりとする。
- ① 延長時間は、実施事業所を利用する児童の保護者の労働時間、その他家庭の状況等を考慮して、保育短時間の場合は8時間、保育標準時間の場合は11時間の開所を基本として実施事業所が自由に設定することができる。
  - ② 実施事業所における延長時間は、標準時間認定の場合は、11時間の開所時間の前後で、さらに概ね30分（以下「30分延長」という。）、1時間（以下「1時間延長」という。）、2時間（以下「2時間延長」という。）、3時間以上（以下「3時間以上延長」という。）とし、短時間認定の場合は、8時間の開所時間の前後で、さらに概ね1時間延長、2時間延長、3時間延長とする。
- (2) 延長保育の対象児童は、次に該当する保育認定を受けた児童とする。
- ① 標準時間認定の場合は、11時間の開所時間の前後それぞれの時間において、
    - ア 30分延長にあつては、15分以上の時間まで
    - イ 1時間延長にあつては、30分を超える時間まで
    - ウ 2時間延長にあつては、1時間30分を超える時間まで
    - エ 3時間以上延長にあつては、2時間30分を越える時間まで延長保育を利用した児童とする。
  - ② 短時間認定の場合は、8時間の開所時間の前後それぞれの時間で、11時間の開所時間の範囲内において、
    - ア 1時間延長にあつては、30分を超える時間まで
    - イ 2時間延長にあつては、1時間30分を超える時間まで
    - ウ 3時間以上延長にあつては、2時間30分を越える時間まで延長保育を利用した児童とする。  
なお、11時間を超えた延長については、①の標準時間認定児と同様の取り扱いとする。
  - ③ 平均対象児童数
    - ア 平均対象児童数を算定するにあつては、日曜日、国民の祝日、休日及び年末・年始等の施設の休園日を除くこととする。
    - イ 平均対象児童数は、年間の各延長時間区分における各週の最も多い利用児童数をもって平均すること。ただし、全ての時間区分において、同じ週の平均を求めること。
    - ウ 平均の算定には、小数点以下第一位を四捨五入して整数とすること。
- (3) 補助基準額は次の①、②及び③の合計額とする。
- ① 標準時間認定

「ア 基本分」に「イ 調整分」を加えた額とする。  
ただし、年度途中から事業を開始する事業所にあつては、月割りにより算出する。なお、月途中から事業を開始する場合は、事業開始日の翌月を事業開始月として月割りにより算出する。なお、月割りについては、千円未満の端数切捨てとする。

ア 基本分（1事業所あたり年額）

    - ・ 11時間の保育標準時間の前後それぞれの延長時間について、平均対象児童数が1人以上いる延長時間区分に掲げる額の合計した額とする。
    - ・ 基本分の平均対象児童数の算定方法は次のとおりとし、複数の延長時間区分の平均対象児童数が1人以上となる場合は、最も補助額が高くなる区分を適用する。  
30分延長には、1時間延長より長い時間に区分される利用児童も合算する。  
1時間延長には、2時間延長より長い時間に区分される利用児童も合算する。  
2時間延長には、3時間以上延長に区分される利用児童も合算する。
    - ・ いずれの延長時間区分の平均対象児童数も1人に満たない場合は、30分延長の区分に掲げる額に2分の1を乗じて得た額とする。

小規模保育事業A型

延長時間区分	平均対象児童数（年平均）
	1人以上
30分延長	300,000
1時間延長	1,336,000
2時間延長	1,434,000
3時間以上延長	1,656,000

小規模保育事業B型

延長時間区分	平均対象児童数（年平均）
	1人以上
30分延長	300,000
1時間延長	1,336,000
2時間延長	1,434,000
3時間以上延長	1,656,000

小規模保育事業C型

延長時間区分	平均対象児童数（年平均）
	1人以上
30分延長	300,000
1時間延長	1,336,000
2時間延長	1,434,000
3時間以上延長	1,656,000

事業所内保育事業（利用定員19人以下・A型）

延長時間区分	平均対象児童数（年平均）
	1人以上
30分延長	276,000
1時間延長	1,229,000
2時間延長	1,301,000
3時間以上延長	1,523,000

事業所内保育事業（利用定員19人以下・B型）

延長時間区分	平均対象児童数（年平均）
	1人以上
30分延長	276,000
1時間延長	1,229,000
2時間延長	1,301,000
3時間以上延長	1,523,000

事業所内保育事業（利用定員 20 人以上）

延長時間区分	平均対象児童数（年平均）
	1 人以上
30 分延長	276, 000
1 時間延長	1, 532, 000
2 時間延長	2, 186, 000
3 時間以上延長	2, 408, 000

家庭的保育事業

延長時間区分	平均対象児童数（年平均）
	1 人以上
30 分延長	200, 000
1 時間延長	589, 000
2 時間延長	855, 000
3 時間以上延長	1, 054, 000

なお、平成 27 年度以前より本市委託事業として保育ママ事業又は小規模保育事業を実施していた場合で、平成 27 年度に認可事業として認可を受ける際に、食事の提供について、自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法とする経過措置の適用を受けている事業所については、経過措置が適用されている期間に限り、次表により算定するものとする。

小規模保育事業C型（食事の提供にかかる経過措置適用事業所）

延長時間区分	平均対象児童数（年平均）
	1 人以上
30 分延長	300, 000
1 時間延長	1, 290, 000
2 時間延長	1, 384, 000
3 時間以上延長	1, 505, 000

家庭的保育事業（食事の提供にかかる経過措置適用事業所）

延長時間区分	平均対象児童数（年平均）
	1 人以上
30 分延長	200, 000
1 時間延長	573, 000
2 時間延長	781, 000
3 時間以上延長	1, 003, 000

イ 調整分（1事業所あたり年額）

- ・土曜日未実施減額については、土曜日の開所時間を 11 時間以下に設定し、公表している事業所に適用する。

小規模保育事業

種類	適用要件	算定基準額
A型	土曜日に延長保育を実施しない場合 (ただし、基本分の算定基準額が 300,000 円又は 0 円の区分の適用となる事業所を除く)	▲123,000
B型	土曜日に延長保育を実施しない場合 (ただし、基本分の算定基準額が 300,000 円又は 0 円の区分の適用となる事業所を除く)	▲109,000
C型	土曜日に延長保育を実施しない場合 (ただし、基本分の算定基準額が 300,000 円又は 0 円の区分の適用となる事業所を除く)	▲106,000

事業所内保育事業

種類	適用要件	算定基準額
利用定員 19 人以下 A型	土曜日に延長保育を実施しない場合 (ただし、基本分の算定基準額が 276,000 円又は 0 円の区分の適用となる事業所を除く)	▲113,000
利用定員 19 人以下 B型	土曜日に延長保育を実施しない場合 (ただし、基本分の算定基準額が 276,000 円又は 0 円の区分の適用となる事業所を除く)	▲100,000
利用定員 20 人 以上	土曜日に延長保育を実施しない場合 (ただし、基本分の算定基準額が 276,000 円又は 0 円の区分の適用となる事業所を除く)	▲113,000

家庭的保育事業

種類	適用要件	算定基準額
家庭的保育事業	土曜日に延長保育を実施しない場合 (ただし、基本分の算定基準額が 200,000 円又は 0 円の区分の適用となる事業所を除く)	▲46,000

② 短時間認定

平均対象児童数が1人以上いる延長時間により区分される次表の延長保育単価に、短時間認定在籍児童数をかけて得られた額とする。なお、短時間認定在籍児童数とは、毎月初日に在籍する短時間認定児童の数を年間平均した数（小数点以下第一位を四捨五入）とする。また、各事業所が設定した8時間の短時間認定児の処遇を行う時間の前後それぞれの延長時間区分別に算定した合計額とする。ただし、各事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間上、前後の延長時間が1時間30分ずつとなる場合で、かつ前後それぞれの平均対象児童数が1人以上いる場合は、前後を合算し1事業として3時間延長の区分を適用するものとする。

ただし、年度途中から事業を開始する施設にあつては、月割りにより算出する。なお、月途中から事業を開始する場合は、事業開始日の翌月を事業開始月として月割りにより算出する。なお、月割りについては、十円未満の端数切捨て（下表の児童1人あたり月額により算出）とする。  
 ※短時間認定の平均対象児童数の算定にあつては、前後それぞれの延長時間区分別に、以下の順で行う。

1時間延長には、2時間延長より長い時間に区分される利用児童も合算する。

2時間延長には、3時間以上延長に区分される利用児童も合算する。

その上で、各延長時間区分別に算出した平均対象児童数に基づき、該当する区分を適用する。

※複数の延長時間区分に該当する場合は、平均対象児童数が1人以上いる最も長い延長時間区分を適用する。

※11時間の保育標準時間を超える延長保育については、標準時間認定児と合算することとし、①により算出すること。

小規模保育事業

延長時間区分	短時間認定在籍児童1人あたり年額		(短時間認定在籍児童1人あたり月額)	
	A型・B型	C型	(A型・B型)	(C型)
1時間延長	13,100	16,600	(1,000)	(1,300)
2時間延長	26,200	33,200	(2,100)	(2,700)
3時間以上延長	39,300	49,800	(3,200)	(4,100)

事業所内保育事業

延長時間区分	短時間認定在籍児童1人あたり年額		(短時間認定在籍児童1人あたり月額)	
	20人以上	19人以下 A型・B型	20人以上	19人以下 A型・B型
1時間延長	18,800	12,100	(1,500)	(1,000)
2時間延長	37,600	24,200	(3,100)	(2,000)
3時間以上延長	56,400	36,300	(4,700)	(3,000)

家庭的保育事業

延長時間区分	短時間認定在籍児童1人あたり年額	(短時間認定在籍児童1人あたり月額)
1時間延長	83,100	(6,900)
2時間延長	166,200	(13,800)
3時間以上延長	249,300	(20,700)



### ③ 利用料減免にかかる加算分

実施事業所は、大阪市保育費用徴収金額表に定める第1階層及び第2階層の世帯のうちひとり親世帯等及び在宅障がい児（者）のいる世帯に属する対象児童及び災害救助法適用地域（被害の状況が帰宅困難者の発生のみ地域を除く。）から本市へ避難した対象児童について、標準時間認定の場合の延長保育利用料の免除を行うことができる。

この場合、該当する児童1人につき、標準利用料を限度として実際に免除した年間合計額を加算する。

また、第2階層のうちひとり親世帯等及び在宅障がい児（者）のいる世帯を除くその他の世帯については、標準時間認定の場合の延長保育利用料の一部を減免することができる。

この場合、該当する児童1人につき、標準利用料もしくは実施事業所で設定している利用料のうちいずれか低い方と実徴収額との差額を加算する。

なお、加算金額については、標準利用料と第2階層（その他）世帯標準利用料との差額を限度とする。

#### ※災害救助法適用地域から本市へ避難した者であることの確認

実施保育所が利用の申し込みを受け付ける際に、被災地自治体が発行する罹災証明または運転免許証、健康保険証等、住所・本人確認ができる資料により確認し、その写しを延長保育利用登録児童台帳（別紙1-9-①②）に添付すること。

なお、罹災証明その他の資料がやむをえず提出できない場合は、申告書の徴取をもってこれに代えることができる。

### (5) 標準利用料

実施事業所は、延長時間に応じて実施事業所が設定する利用料を保護者から徴収するものとする。ただし、大阪市保育費用徴収金額表に定める第1階層及び第2階層の世帯のうちひとり親世帯等及び在宅障がい児（者）のいる世帯に属する対象児童及び災害救助法適用地域（被害の状況が帰宅困難者の発生のみ地域を除く。）から本市へ避難した対象児童について、利用料の免除を行うことができる。

なお、第2階層のうちひとり親世帯等及び在宅障がい児（者）のいる世帯を除くその他の世帯については、利用料の一部を減免することができる。

#### ① 標準時間認定の場合

延長時間区分	標準利用料（月額）	第2階層(その他)世帯標準利用料（月額）	第2階層(その他)世帯補助上限額
1時間延長以下	2,900円	1,000円	1,900円
2時間延長	5,900円	2,000円	3,900円
3時間以上延長	6,800円	2,300円	4,500円

#### ② 短時間認定の場合

延長時間区分	標準利用料（日額）
1時間延長	300円
2時間延長	600円
3時間以上延長	700円

[別紙 1 - 1]

種 別	
事業所名	

## 大阪市特定地域型保育事業所運営補助金（延長保育事業）実施計画書

### 1 開所時間

最大開所時間		時	分	～	時	分	時間	分
保育短時間（8時間）		時	分	～	時	分	時間	分
保育標準時間（11時間）		時	分	～	時	分	時間	分
保育短時間認定の 延長保育時間	(前)	時	分	～	時	分	時間	分
	(後)	時	分	～	時	分	時間	分
保育標準時間認定の 延長保育時間	(前)	時	分	～	時	分	時間	分
	(後)	時	分	～	時	分	時間	分
土曜日開所時間		時	分	～	時	分	時間	分

### 2 周知方法

( パンフレット ・ ホームページ ・ その他 \_\_\_\_\_ )

### 3 交付算定基準額

項目		基準額	算定基準			
保育標準 時間認定	基本分	円	(前)	時間延長	人以上	
			(後)	時間延長	人以上	
	調整分	円	土曜日未実施減額			
保育短時間認定	円	(前)	時間延長	×	人	
		(後)	時間延長	×	人	
		短時間認定在籍児童数(年平均見込)				人
利用料減免加算	円	円	×	人	×	月
		円	×	人	×	月
		円	×	人	×	月
合 計		円	/			

収支予算書 D欄 に記入

### 4 添付書類

- ・ 開所時間が明記されたパンフレット、ホームページを印刷したもの等
- ・ 延長保育の利用料（設定金額）のわかる資料

種 別	
事 業 所 名	

大阪市特定地域型保育事業所運営補助金（延長保育事業）変更承認内訳書

1 標準時間認定

変更 あり ・ なし (変更なしの場合は以下記入不要)



変更する内容及びその理由

交付算定基準額

	基本分	調整分	合計
当初交付決定額	円	円	円
変更申請額	円	円	円

( 対象児童数の増加 ・ 対象児童数の減少 ・ 実施内容の変更 ) による変更

2 短時間認定

変更 あり ・ なし (変更なしの場合は以下記入不要)



変更する内容及びその理由

交付算定基準額

当初交付決定額	円
変更申請額	円

短時間認定児童数の ( 増加 ・ 減少 ) による変更

3 利用料減免にかかる加算分

変更 あり ・ なし (変更なしの場合は以下記入不要)



( ) 月までの利用料減免額				( ) 月までの利用料減免額			
第1階層	延べ	人	円	第1階層	延べ	人	円
第2階層	延べ	人	円	第2階層	延べ	人	円
第②階層	延べ	人	円	第②階層	延べ	人	円
被災者	延べ	人	円	被災者	延べ	人	円

交付算定基準額

当初交付決定額	円
変更申請額	円

交付変更申請額 円 (当初交付決定額 円)

[別紙1-3]

種 別	
事業所名	

大阪市特定地域型保育事業所運営補助金（延長保育事業）実績報告内訳書

1 補助金交付対象事業の名称

延長保育事業

2 交付算定基準額

項目		基準額	算定基準
保育標準 時間認定	基本分	円	別紙1-4-①②のとおり
	調整分	円	土曜日未実施減額 円
保育短時間認定		円	別紙1-4-③のとおり
利用料減免加算		円	別紙1-4-④のとおり
合 計		円	

収支決算書 D欄 に記入

3 添付書類

- ・平均対象児童数等実績表（別紙1-4-①②③）
- ・平均対象児童数等実績表（利用料減免加算額明細表）（別紙1-4-④）











延長保育事業月報 ( 年 月分)

事業所所在地  
種 類  
事業所名

標準時間認定 ( )

[延長保育対象時間 時 分 ~ 時 分]

(対象時間帯) 延長時間	平均対象 児童数	利用料減免加算額			
		第1階層分	第2階層分 (ひとり親世帯等)	第②階層分 (その他)	被災者分
( : ) ~ ( : ) 30分延長	人	人	人	人	人
		円	円	円	円
( : ) ~ ( : ) 1時間延長	人	人	人	人	人
		円	円	円	円
( : ) ~ ( : ) 2時間延長	人	人	人	人	人
		円	円	円	円
( : ) ~ ( : ) 3時間延長	人	人	人	人	人
		円	円	円	円
( : ) ~ ( : ) 4時間延長	人	人	人	人	人
		円	円	円	円
( : ) ~ ( : ) 5時間延長	人	人	人	人	人
		円	円	円	円
( : ) ~ ( : ) 6時間延長	人	人	人	人	人
		円	円	円	円
( : ) ~ ( : ) 7時間延長	人	人	人	人	人
		円	円	円	円
( : ) ~ ( : ) 8時間延長	人	人	人	人	人
		円	円	円	円
( : ) ~ ( : ) 9時間延長	人	人	人	人	人
		円	円	円	円
合 計		人	人	人	人
		円	円	円	円

※当月の「児童退園(登園)時刻一覧表(別紙1-7)」をもとに作成すること。  
 ※「延長時間」の上の( )内には、その延長時間に当たる時間帯が表示されているか確認すること。  
 ※「平均対象児童数」は、延長時間区分ごとに各週の最も多い実利用児童数の平均の小数点以下第一位を四捨五入した整数とする。  
 ※「利用料減免加算額」は、当月の「利用料減免加算対象者名簿(別紙1-6)」と一致していること。  
 ※第2階層世帯とは、ひとり親世帯等及び在宅障がい児のいる世帯、第②世帯とは、その他の第2階層世帯とする。

利用料減免加算対象者名簿 (            年    月分)

事業所所在地  
種            類  
事 業 所 名

No	登録時間	児童番号	児童氏名	年齢	延べ利用日数	減免区分	延長保育利用料の徴収状況			
							標準利用料(円)	基準料金(円)	徴収金額(円)	減免加算額(円)
1									0	
2									0	
3									0	
4									0	
5									0	
6									0	
7									0	
8									0	
9									0	
10									0	
11									0	
12									0	
13									0	
14									0	
15									0	
16									0	
17									0	
18									0	
19									0	
20									0	
21									0	
22									0	
23									0	
24									0	
25									0	
26									0	
27									0	
28									0	
29									0	
30									0	

※利用料減免加算の対象となる児童のみを記入すること。補助の対象となる延長保育の利用がなかった児童は記入しないこと。  
 ※当月の「児童退園（登園）時刻一覧表（別紙1-7）」の内容と一致していること。  
 ※“基準料金”欄には、各施設が定める利用料の額（減免を行う前の金額）を記入すること。  
 ※“減免加算額”は、第1階層・第2階層・被災者世帯については、標準利用料を上限として実際に減免した額、  
 第②階層世帯については、標準利用料もしくは各施設で設定している利用料のうちいずれか低い方と実徴収額との差額とする。  
 ※第2階層世帯とは、ひとり親世帯等及び在宅障がい児のいる世帯、第②世帯とは、その他の第2階層世帯とする。







## 延長保育実施状況調査票

事業所所在地 \_\_\_\_\_  
 種 類 \_\_\_\_\_  
 事業所名 \_\_\_\_\_

1 登録児童数 ( 年 5 月 1 日現在)  
 標準時間認定 ( 前 ・ 後 ) ※前・後のいずれかに○をつけること。

利用時間帯	減免区分	登録児童数	年齢別内訳					月額利用料(円) 日額利用料(円)		
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳		
30分延長	—	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
	1	人	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
	②被	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
1時間延長	—	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
	1	人	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
	②被	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
2時間延長	—	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
	1	人	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
	②被	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
3時間延長	—	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
	1	人	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
	②被	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
4時間延長	—	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
	1	人	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
	②被	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
5時間延長	—	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
	1	人	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
	②被	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
6時間延長	—	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
	1	人	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
	②被	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
7時間延長	—	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
	1	人	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
	②被	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
8時間延長	—	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
	1	人	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
	②被	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
9時間延長	—	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
	1	人	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
	②被	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
合 計	—	人	人	人	人	人	人	人	人	/
	1	人	人	人	人	人	人	人	人	
	2	人	人	人	人	人	人	人	人	
	②被	人	人	人	人	人	人	人	人	

(注) 「登録児童数」の下(点線以下)には、第1・第2階層及び被災者の児童数を再掲すること。

- 2 利用料金の設定方法 ※いずれかに○をつけて、必要箇所記入すること。
- (1) ・月額 ・日額 ・時間(具体: \_\_\_\_\_ )  
 ・その他 ( \_\_\_\_\_ )
- (2) ・利用がなくても徴収する ・利用実績に応じて徴収する

## 延長保育実施状況調査票

事業所所在地 \_\_\_\_\_  
 種 類 \_\_\_\_\_  
 事業所名 \_\_\_\_\_

1 登録児童数 ( 年 5 月 1 日現在)  
 標準時間認定 ( 前 ・ 後 ) ※前・後のいずれかに○をつけること。

利用時間帯	減免区分	登録児童数	年齢別内訳					月額利用料(円) 日額利用料(円)		
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳		
30分延長	—	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
	1	人	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
	②被	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
1時間延長	—	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
	1	人	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
	②被	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
2時間延長	—	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
	1	人	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
	②被	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
3時間延長	—	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
	1	人	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
	②被	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
4時間延長	—	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
	1	人	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
	②被	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
5時間延長	—	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
	1	人	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
	②被	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
6時間延長	—	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
	1	人	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
	②被	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
7時間延長	—	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
	1	人	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
	②被	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
8時間延長	—	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
	1	人	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
	②被	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
9時間延長	—	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
	1	人	人	人	人	人	人	人	人	※もしくは月上限額
	2	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
	②被	人	人	人	人	人	人	人	人	( )
合 計	—	人	人	人	人	人	人	人	人	/
	1	人	人	人	人	人	人	人	人	
	2	人	人	人	人	人	人	人	人	
	②被	人	人	人	人	人	人	人	人	

(注) 「登録児童数」の下(点線以下)には、第1・第2階層及び被災者の児童数を再掲すること。

- 2 利用料金の設定方法 ※いずれかに○をつけて、必要箇所記入すること。
- (1) ・月額 ・日額 ・時間(具体: \_\_\_\_\_ )  
 ・その他 ( \_\_\_\_\_ )
- (2) ・利用がなくても徴収する ・利用実績に応じて徴収する